

議案第 21 号

北名古屋市下水道条例の一部改正について

北名古屋市下水道条例（平成 19 年北名古屋市条例第 27 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げ改正に伴い、下水道使用料に消費税及び地方消費税の増税分を転嫁するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市下水道条例の一部を改正する条例

北名古屋市下水道条例（平成１９年北名古屋市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第２７条第１項中「１００分の１０８」を「１００分の１１０」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の北名古屋市下水道条例の規定は、平成３１年１２月分の使用料から適用し、同年１２月分前の使用料については、なお従前の例による。